



## 長野県告示第493号

平成15年10月10日成立した平成15年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成15年10月16日

長野県知事 田中 康夫

## 平成15年度長野県一般会計補正予算(第3号)

## 1 歳入歳出予算補正

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	2508 億 1000 万 円	4 億 5797 万 4 千円	2512 億 6797 万 4 千円
7 分担金及び負担金	67 億 4210 万 7 千円	108 万 3 千円	67 億 4319 万 円
9 国庫支出金	1580 億 5806 万 9 千円	6870 万 5 千円	1581 億 2677 万 4 千円
12 繰入金	313 億 6045 万 8 千円	2 億 2634 万 4 千円	315 億 8680 万 2 千円
13 繰越金	1 億 5437 万 4 千円	18 億 5821 万 円	20 億 1258 万 4 千円
14 諸収入	918 億 7452 万 5 千円	635 万 8 千円	918 億 8088 万 3 千円
歳入合計	9373 億 4398 万 7 千円	26 億 1867 万 4 千円	9399 億 6266 万 1 千円

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	375 億 9996 万 1 千円	12 億 3828 万 3 千円	388 億 3824 万 4 千円
3 民生費	687 億 2935 万 6 千円	2386 万 4 千円	687 億 5322 万 円
4 衛生費	211 億 6541 万 7 千円	1954 万 2 千円	211 億 8495 万 9 千円
5 労働費	57 億 3100 万 6 千円	1 億 3151 万 1 千円	58 億 6251 万 7 千円
7 農林水産業費	721 億 8254 万 円	9068 万 5 千円	722 億 7322 万 5 千円
8 商工費	772 億 9619 万 2 千円	4 億 6174 万 9 千円	777 億 5794 万 1 千円
9 土木費	1587 億 4203 万 2 千円	3 億 3006 万 1 千円	1590 億 7209 万 3 千円
10 警察費	451 億 9302 万 6 千円	9739 万 8 千円	452 億 9042 万 4 千円
11 教育費	2054 億 1874 万 1 千円	2 億 2558 万 1 千円	2056 億 4432 万 2 千円
歳出合計	9373 億 4398 万 7 千円	26 億 1867 万 4 千円	9399 億 6266 万 1 千円

## 2 債務負担行為補正

税務電算システム改修事業ほか1件 限度額 7816 万 6 千円

財政改革チーム

長野県告示第494号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年10月16日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問入浴介護	株式会社コムスン	東京都港区六本木4丁目8番5号	株式会社コムスン大手ケアセンター	松本市大手1丁目3番28号	平成15年10月1日
訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	訪問看護ステーションちくほく	東筑摩郡麻績村麻3890番地1	平成15年10月1日
通所介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	総合福祉ツクイ安曇野	南安曇郡豊科町大字豊科4941番1	平成15年9月16日
	特定非営利活動法人憩いの家・本陣	埴科郡坂城町大字中之条1308番地1	特定非営利活動法人憩いの家・本陣	埴科郡坂城町大字中之条1308番地1	平成15年10月1日
	社会福祉法人諏訪福祉会	諏訪市湖岸通り5丁目11番5号	かりんの里デイサービスセンターこもれび	諏訪市豊田文出310番3号	〃
	ジェイエイ・アップル株式会社	中野市大字吉田519番地	JAアップル・デイサービスセンター遊湯	中野市大字新野字溜池下803番地3	〃
短期入所生活介護	社会福祉法人ゆいの里	飯田市龍江7159番地1	ゆい	飯田市龍江7159番地1	平成15年10月1日
福祉用具貸与	しなのエア・ウォーター株式会社	南安曇郡梓川村大字倭3878番地1	愛らんどしなの店	南安曇郡梓川村大字倭3878番地1	平成15年10月1日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	総合福祉ツクイ安曇野	南安曇郡豊科町大字豊科4941番1	平成15年9月16日

厚生課

長野県告示第495号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の所在地若しくは名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成15年10月16日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護	特定非営利活動法人サークル円	塩尻市大門泉町1番1号	サークル円訪問介護事業所	塩尻市大門泉町1番1号	塩尻市大門泉町1番1号	塩尻市大門1番町9番6号	平成13年12月10日
訪問入浴介護	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	総合福祉ツクイ安曇野	南安曇郡豊科町大字豊科4941番1	南安曇郡豊科町大字豊科4941番1	南安曇郡穂高町大字有明9997番地1	平成15年9月1日
	ジェイエイ・アップル株式会社	中野市大字吉田519番地	JAアップル訪問入浴センター	中野市大字新野字溜池下803番地3	中野市大字新野字溜池下803番地3	中野市大字金井34番地1	平成15年10月1日
福祉用具貸与	ジェイエイ・アップル株式会社	中野市大字吉田519番地	JAアップル福祉用具貸与事業所	中野市大字新野字溜池下803番地3	中野市大字新野字溜池下803番地3	中野市大字吉田519番地	平成15年10月1日
	サクラサービス株式会社	千曲市小島3171番地5	サクラケア千曲店	千曲市小島3171番地5	サクラケア千曲店	サクラサービス株式会社サクラケア更埴店	平成15年9月1日

## 2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
ジェイエイ・アップル株式会社	中野市大字吉田519番地	J Aアップル居宅介護支援事業所	中野市大字新野字溜池下803番地3	中野市大字新野字溜池下803番地3	中野市大字吉田519番地	平成15年10月1日
特定非営利活動法人サークル円	塩尻市大門泉町1番1号	サークル円居宅介護支援事業所	塩尻市大門泉町1番1号	塩尻市大門泉町1番1号	塩尻市大門1番町9番6号	平成13年12月10日
サクラサービス株式会社	千曲市小島3171番地5	サクラケア千曲店	千曲市小島3171番地5	サクラケア千曲店	サクラサービス株式会社サクラケア更埴店	平成15年9月1日

厚生課

## 長野県告示第496号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり行いました。

平成15年10月16日

長野県知事 田中康夫

指定居宅サービス事業者

短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
特別養護老人ホームサンハート美和	上伊那郡長谷村大字非持484番1	平成15年10月3日

高齢福祉課

## 長野県告示第497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成15年10月16日

長野県知事 田中康夫

事業所の名称	所在地	指定した年月日
特別養護老人ホームサンハート美和	上伊那郡長谷村大字非持484番1	平成15年10月3日

高齢福祉課

## 長野県告示第498号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年10月16日

長野県知事 田中康夫

指定居宅サービス事業者

短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
栃の木荘	上伊那郡長谷村大字非持563番	平成15年10月2日
サンハート美和	上伊那郡長谷村大字非持569番1	平成15年10月2日

高齢福祉課

長野県告示第499号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設から指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年10月16日

長野県知事 田中康夫

事業所の名称	所在地	指定を辞退した年月日
栃の木荘	上伊那郡長谷村大字非持563番	平成15年10月2日
サンハート美和	上伊那郡長谷村大字非持569番1	平成15年10月2日

高齢福祉課

長野県告示第500号

畜産振興事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第81号）の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年10月16日

長野県知事 田中康夫

第3第1項第1号中「内容の」の次に「うち、別表に掲げる重要な」を加え、「。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りでない」を削る。

第13中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表を次のように改める。

(別表) (第2、第3関係)

補助事業の種類	経費	補助率又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 生産振興総合対策事業	1 事業費 (1) 市町村、財団法人長野県農業開発公社（以下「公社」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、社団法人長野県農用地整備協会、指定生乳生産者団体（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第9条第1項の営農集団、指定生乳生産者団体をいう。）、社団法人長野県畜産会、中小企業等協同組合、協業組合又は知事が認める団体が畜産振興総合対策事業に要する次に掲げる経費 ア 畜産振興施設整備事業費 (7) 繁殖和牛緊急増頭対策事業費  (イ) 畜産リース農場整備事業費 (ウ) 放牧型畜産推進モデル事業費 a 放牧型畜産普及推進 b 放牧施設整備 (エ) 新搾乳システム整備事業費 (オ) 養豚経営活性化事業費 (カ) 畜産物高付加価値化施設整備事業費 イ 飼料生産利用対策事業費 (7) 自給飼料増産技術実証事業費 a 自給飼料作付面積拡大事業費  b 自給飼料増産推進事業費 c 事務費  (イ) 自給飼料生産技術向上推進事業費 (ウ) 自給飼料生産促進事業費 (エ) 日本型放牧拡大事業費 (オ) 有機性資源飼料化促進事業費 (カ) 有機性資源飼料化施設整備事業費	10分の5以内。ただし、管理舎及び集出荷施設並びにこれらに附帯する施設にあつては10分の4以内とする。 10分の5以内 10分の5以内  10分の5以内 10分の5以内 10分の5以内  10分の5以内 10分の5以内 10分の5以内  10分の5以内。ただし、知事が定める額を限度とする。 10分の5以内 10分の10以内。ただし、知事が定める額を限度とする。 10分の5以内 10分の5以内 10分の5以内 10分の5以内 3分の1以内。ただし、事業実施地域で発生す	1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用 2 経費の欄に掲げる1における次の経費の相互間の流用 (1) (1)及び(2)の経費 (2) ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの経費 (3) アの(7)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)及び(キ)並びに(ク)のa及びbの経費 (4) イの(7)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)及び(キ)の経費 (5) ウの(7)及び(イ)の経費 (6) オの(7)及び(イ)の経費 (7) キの(7)及び(イ)の経費 3 事業費の20パーセントを超える増減	1 事業主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 設置場所の変更

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ クリーン畜産環境推進事業費</li> <li>(7) 資源循環型畜産確立推進事業費</li> <li>(4) 資源循環型畜産確立対策事業費</li> <li>エ 畜産物流通対策事業費</li> <li>生乳乳製品流通対策事業費</li> <li>オ 家畜導入等生産振興事業費</li> <li>(7) 家畜導入事業資金供給事業費             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 肉用牛群整備増殖事業費                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 農協有等導入型事業費</li> <li>(b) 特別導入型事業費</li> </ul> </li> <li>b 高品質生乳生産牛群整備事業費</li> </ul> </li> <li>(4) 家畜活用ふるさと活性化対策事業費</li> <li>カ 市町村畜産振興総合対策推進指導事業費</li> <li>キ 家畜改良増殖対策事業費</li> <li>(7) 乳用牛群検定普及定着化事業費</li> <li>(4) 乳用種雄牛後代検定推進事業費</li> <li>ク 特認事業費</li> <li>(2) 公社、農業協同組合、農業協同組合連合会、営農集団、農業者、中小企業等協同組合、協業組合又は知事が特に適当と認める団体が行う、(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</li> </ul>	<p>る飼料化率の低い有機性資源の飼料化施設にあつては10分の5以内とする。</p> <p>10分の5以内</p> <p>知事が定める額</p> <p>10分の10以内。ただし、知事が定める額を限度とする。</p> <p>10分の5以内</p> <p>10分の5以内</p> <p>知事が定める額</p> <p>知事が定める額</p> <p>10分の10以内。ただし、(1)の事業に要する経費について(1)の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。</p>		
	<p>2 附帯事務費</p> <p>市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務及び指導等を行うに要する経費</p>	<p>10分の5以内</p>		
<p>2 草地畜産基盤整備事業</p>	<p>1 市町村、公社、農業協同組合又は知事が適当と認める農業団体が行う団体営草地畜産基盤総合整備事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 農業公社牧場設置事業費</p> <p>ア 基本施設整備費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 草地造成改良費</li> <li>(4) 草地整備改良費</li> <li>(ウ) 野草地整備改良費</li> <li>(エ) 放牧用林地整備費</li> <li>(オ) 道路整備費</li> <li>(カ) 雑用水施設整備費</li> <li>(キ) 用排水施設整備費</li> <li>(ク) 防災施設整備費</li> </ul> <p>イ 利用施設整備費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 隔障物整備費</li> <li>(4) 電気導入施設整備費</li> <li>(ウ) 家畜保護施設整備費</li> <li>(エ) 飼料貯蔵施設整備費</li> <li>(オ) 飼料乾燥施設整備費</li> <li>(カ) 牧場用機械施設整備費</li> <li>(キ) 牧野樹林整備費</li> <li>(ク) 特認施設整備費</li> </ul> <p>(2) 公共育成牧場整備事業費</p> <p>ア 基本施設整備費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 草地造成改良費</li> <li>(4) 草地整備改良費</li> <li>(ウ) 野草地整備改良費</li> <li>(エ) 放牧用林地整備費</li> <li>(オ) 草地保全整備費</li> <li>(カ) 道路整備費</li> <li>(キ) 雑用水施設整備費</li> <li>(ク) 用排水施設整備費</li> <li>(ケ) 特認施設整備費</li> </ul> <p>イ 利用施設整備費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 隔障物整備費</li> <li>(4) 電気導入施設整備費</li> <li>(ウ) 家畜保護施設整備費</li> <li>(エ) 飼料貯蔵施設整備費 (公共育成牧場に係るものに限る。)</li> <li>(オ) 飼料乾燥施設整備費 (公共育成牧場に係るものに限る。)</li> </ul>	<p>10分の5.5以内</p> <p>10分の4以内。ただし、(カ)については3分の1以内とする。</p> <p>10分の4.5以内。ただし、平成14年度以前に着工した地区にあつては10分の5.5以内とする。</p> <p>10分の4 (事業主体が市町村の場合にあつては3分の1)以内。ただし、(カ)については3分の1以内とする。</p>	<p>1 工事に要する経費の事務費への増</p> <p>2 工種別事業費相互間の流用による経費の増減で、いずれか一の経費の30パーセントを超える増減(200万円以下の場合を除く。)</p>	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業実施地区の変更</p> <p>3 草地造成改良、草地整備改良及び野草地整備改良の事業実施地区別の実施面積の30パーセント以上の減</p> <p>4 草地造成改良、草地整備改良及び野草地整備改良以外の地区別の工種別事業量の30パーセント(200万円以下に相当する事業量以下を除く。)以上の減</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(カ) 牧場用機械施設整備費（公共育成牧場に係るものに限る。）</li> <li>(キ) 衛生管理施設整備費（公共育成牧場に係るものに限る。）</li> <li>(ク) 牧野樹林整備費</li> <li>(ケ) 特認施設整備費</li> <li>ウ 土地利用円滑化費</li> <li>(3) 草地林地一体的利用総合整備事業費             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 基本施設整備費                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 草地造成改良費</li> <li>(イ) 草地整備改良費</li> <li>(ウ) 野草地整備改良費</li> <li>(エ) 放牧用林地整備費</li> <li>(オ) 道路等整備費</li> <li>(カ) 用排水・雑用水施設整備費</li> <li>(キ) 施設用地造成整備費</li> <li>(ク) 防災施設整備費</li> <li>(ケ) 特認施設整備費</li> </ul> </li> <li>イ 利用施設整備事業費                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 隔障物整備費</li> <li>(イ) 家畜保護施設整備費</li> <li>(ウ) 飼料調製貯蔵施設整備費</li> <li>(エ) 電気導入施設整備費</li> <li>(オ) 牧野樹林整備費</li> <li>(カ) 衛生管理施設整備費</li> <li>(キ) 放牧馴致施設整備費</li> <li>(ク) 防護柵整備費</li> <li>(ケ) 間伐材加工処理施設整備費</li> <li>(コ) 鳥獣害防止施設整備費</li> <li>(サ) 家畜排せつ物処理施設整備費</li> <li>(シ) 牧場用機械施設整備費</li> <li>(ス) 特認施設整備費</li> </ul> </li> <li>ウ 土地利用円滑化事業費</li> </ul> </li> </ul>	<p>10分の4以内</p> <p>10分の6.5以内</p> <p>10分の5.5以内</p> <p>10分の5.5以内</p>		
	<p>2 公社、農業協同組合又は知事が適当と認める農業団体が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>10分の10以内。ただし、1の事業に要する経費について1の補助率で算定した額を限度とする。</p>		
	<p>3 1及び2に掲げる事業に要する事務費</p>	<p>10分の5以内</p>		
	<p>4 公社、農業協同組合又は知事が適当と認める農業団体が行う1に掲げる事業に要する附帯事務費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>10分の10以内。ただし、1の事業に要する事務費の10分の5を限度とする。</p>		
<p>3 団体営畜産経営環境整備事業</p>	<p>1 市町村、農業協同組合連合会又は知事の指定する法人が行う畜産経営環境整備事業に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業費             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 基盤整備費                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 畜産用地の造成整備費                     <ul style="list-style-type: none"> <li>a 草地等の造成整備費</li> <li>b 畜産施設用地の造成整備費</li> <li>c 畜産環境保全林の造成整備費</li> </ul> </li> <li>(イ) 家畜排せつ物土地還元施設整備費</li> <li>(ウ) 知事が特に必要と認める施設整備費</li> </ul> </li> <li>イ 家畜排せつ物処理施設等整備費                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 家畜排せつ物処理施設整備費</li> <li>(イ) 電気導入施設整備費</li> <li>(ウ) 知事が特に必要と認める施設整備費</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 附帯事務費</li> </ul>	<p>10分の6以内</p> <p>10分の5以内</p> <p>10分の5以内</p>	<p>工事に要する経費の事務費への増</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業主体の変更</li> <li>2 事業実施地区の変更</li> <li>3 基盤整備に係る受益面積の80パーセント以上の増減</li> <li>4 工種の構造又は工法の内容の著しい変更</li> </ul>
<p>4 畜産基盤再編総</p>	<p>1 公社が行う畜産基盤再編総合整備事業に要する次に掲げる経費</p>		<p>1 地区相互間の経費の流用</p>	



合整備事業	(1) 基本施設整備事業費 ア 草地の造成改良、当該草地の保全又は利用上必要な施設の新設若しくは改良に要する経費(地目変換に要する経費を含む。) イ 草地(飼料基盤として整備改良する土地を含む。)の整備改良、当該草地の保全又は利用上必要な施設の新設若しくは改良に要する経費 ウ 放牧林地(野草地を含む。)として整備改良するほか、放牧林地の利用に必要な道路若しくは用水施設等の新設又は改良に要する経費 エ その他知事が適当と認める事業に要する経費	10分の7以内	2 地区ごとに次に掲げる変更 (1) 事業費と事務費との相互間における経費の流用 (2) 事業費のうち工事雑費及び一般管理費以外の経費から工事雑費及び一般管理費への経費の流用 (3) 経費の欄に掲げる1の(1)から(4)までの経費相互間における経費の30パーセントを超える増減(増減額が200万円以下の場合を除く。)	
	(2) 農業用施設整備事業費 次の農業用施設の新設又は改良に要する経費 ア 隔障物等放牧利用に必要な施設 イ 畜舎、看視舎、薬浴施設その他家畜の飼養又は管理のために必要な施設 ウ サイロその他農畜産物の貯蔵、集出荷及び処理加工等のために必要な施設	10分の5.5以内		
	(3) 農機具等導入事業費 次の物品の導入に要する経費 ア 農機具 イ 監視用家畜	10分の5以内		
	(4) 土地利用円滑化事業費 土地の集団化に伴う計画策定、権利調整、交換分合、換地等及び土地配分計画に要する経費	10分の5以内		
	2 公社が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1の事業に要する経費について1の補助率で算定した額を限度とする。		
	3 1に掲げる事業の実施に関する協議等に要する市町村の事務費及び1の事業に関する公社の附帯事務費	10分の5以内		
	4 公社が行う1に掲げる事業に要する事務費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1の事業に要する事務費の10分の5を限度とする。		
5 地方競馬全国協会畜産対策事業	1 農業協同組合、農業協同組合連合会又は知事が適当と認める団体が行う地方競馬全国協会畜産対策事業に要する次に掲げる経費 (1) 畜産共進会の開催事業費 (2) 畜産技術普及対策事業費 (3) 公共牧場利用推進事業費 (4) その他知事が必要と認める事業に要する経費	10分の1以内 10分の1以内 20分の1以内 知事が定める額	事業量及び経費の20パーセントを超える増減	1 事業主体の変更 2 事業実施場所の変更 3 施設の基本構造及び購入する機械の機種の変更
	2 農業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う1の(3)又は(4)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1の(3)及び(4)の事業に要する経費について1の(3)及び(4)の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。		
6 畜産経営対策事業	クリーン畜産環境推進事業 ふん尿処理効率化推進事業費 (1) 市町村、農業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う家畜ふん尿処理利用施設等の設置及び畜産流通施設の環境整備に要する経費 (2) 農業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	3分の1以内  10分の10以内。ただし、(1)の事業に要する経費について(1)の補助率で算定した額を限度とする。	事業量及び経費の20パーセントを超える増減	1 事業主体の変更 2 事業実施場所の変更 3 施設の基本構造及び購入する機械の機種の変更
	1 肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金造成事業 社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉畜鶏卵価格安定特別補てん準備金の造成に要する経費	知事が定める額		
7 価格、流通対策事業				

	2 肉用子牛生産安定特別対策事業 肉用子牛生産者積立金助成事業費 社団法人長野県畜産物価格安定基金協会が行う肉用子牛価格の低落に対して生産者補給金を交付するための積立金の造成に要する経費	4分の1以内		
	3 県産牛肉情報表示適正化推進事業 知事が適当と認める団体が行う長野県産牛肉に対する消費者の信頼の確保及び長野県産牛肉の消費拡大のための事業に要する経費	10分の5以内		
	4 トレーサビリティ長野モデル推進事業(牛肉) 知事が適当と認める団体が行う生産情報データベースを構築するための機器整備等に要する経費	10分の5以内		
8 畜産振興推進事業	1 家畜改良推進指導事業 家畜共進会開催事業費 知事が適当と認める団体が行う県を越える区域を出品範囲とする畜産共進会(当該共進会の予選を含む。)に要する次に掲げる経費 (1) 会場施設に要する経費 (2) 出品家畜等審査に要する経費 (3) 出品家畜等の輸送費 (4) 出品人手当	10分の5以内	1 経費の欄に掲げる1、2及び3の経費の相互間の流用 2 経費の20パーセントを超える増減	1 事業主体の変更 2 事業内容の変更
	2 肉用牛女性活動促進事業 市町村が行う女性に貸し付ける肉用牛繁殖雌牛の導入に要する経費	知事が定める額		
	3 信州肉用牛レベルアップ事業 (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は知事が適当と認める団体が行う優秀な種雄牛及び供卵牛の導入のための経費 (2) 農業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う(1)に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の5以内。ただし、知事が定める額を限度とする。 10分の10以内。ただし、(1)の事業に関する経費について(1)の補助率又は補助額で算定した額を限度とする。		
9 公共牧場利用奨励支援事業	1 知事が適当と認める団体が行う次に掲げる経費 (1) 公共牧場利用奨励事業費 (2) 牧畜犬導入事業	知事が定める額 10分の5以内	1 経費の欄に掲げる1の(1)及び(2)の経費の相互間の流用 2 事業量及び経費の20パーセントを超える増減	1 事業主体の変更 2 事業実施場所の変更
	2 知事が適当と認める団体が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内。ただし、1の事業に関する経費について1の補助率又は補助額で算定した額を限度とする		

畜産課



選告示第45号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成15年10月16日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

35,369	35,402
361,403	361,677
12,107	12,095
16,771	16,840
21,012	21,030
25,396	25,449
19,111	19,120
11,269	11,234
15,116	15,144
26,565	26,677
9,885	9,901
11,323	11,322
7,101	7,105
15,359	15,368
95,803	95,908
別表中 54,621 を 54,596 に改める。	
32,637	32,578
15,141	15,129
28,238	28,251
14,166	14,176
19,750	19,777
11,945	11,928
16,274	16,305
8,940	8,993
11,338	11,341
8,268	8,265
9,231	9,222
14,554	14,598
16,839	16,868
10,533	10,563
17,557	17,597

選挙管理委員会